

マスコミ各位

コメント（告発事件に対する不起訴処分報道について）

平成 28 年 5 月 31 日
衆議院議員 甘利 明

まずは、多大なご迷惑とご心配をおかけしている地元神奈川の皆さま、そしてなによりも国民の皆さまに対し深くお詫びを申し上げます。

本日、あっせん利得処罰法違反などの告発があった件について、私及び元秘書らが不起訴処分となったことを報道で知りました。

私自身のことにつきましては、辞任の際の記者会見から終始、本件は私にとり正に「寝耳に水の事件」であること、「あっせん」に該当するようなことは一切したことがない旨を調査結果に基づき真摯に、そして丁寧に説明申し上げてきたところであり、本日起訴（嫌疑不十分）と判断されたことで説明を受け止めてもらえたのかなと思っております。

また、元秘書らのことにつきましても不起訴（嫌疑不十分）とご判断いただいたことを報道で知りました。まさか私の元秘書らが法に触れるようなことをすることはないと信じながらも、本日、捜査当局が元秘書らについてもあっせん利得処罰法に当たるような行為はないと判断し不起訴処分にしたとの一報を聞き安堵したところです。

ところで、元秘書らについては、建設会社の総務担当者から接待を受けるなど、違法でないとしても不適切な面があったことも報じられています。本日、刑事事件については捜査当局のご判断を頂いたところですが、今回のようなことが二度と起こらないように私におきましても事実関係をきちんと把握しておく必要があると考えました。そこで、捜査への配慮などから中断していた調査を再開していただくよう私から弁護士にお願いをしたところであります。弁護士の方からは、今後検察審査会への申立てがあるのか否かなど、状況を見ながら調査を再開していきたいとお話がありました。事実関係について最終的なご報告があれば、弁護士と相談し適切な時期にお約束通り説明をさせていただこうと考えております。

最後になりましたが、体調不良により国会への出席もできず関係者の皆さまにもご迷惑とご心配をおかけしていることについても深くお詫び申し上げます。

静養をさせていただいたことで最近は体調も徐々に快復してきているところであり、医師とも相談し政務に復帰する時期を考えたいと思います。